

令和 8 年 度

# 事 務 概 要

埼玉県収用委員会

## 目 次

	ページ
第1 収用委員会の概要	
1 収用委員会の性格等 .....	1
2 収用委員会事務局 .....	2
第2 令和7年度の活動状況等	
1 委員会の活動状況 .....	3
2 取扱件数及び処理状況 .....	4

## 第1 収用委員会の概要

### 1 収用委員会の性格等

#### (1) 性格及び権限

収用委員会は、地方自治法及び土地収用法に基づいて各都道府県に置かれている行政機関である。公正・中立な行政委員会として、知事から独立して職務を行っており、その機能が裁判所のそれに類似しているため、準司法的な行政機関ともいわれている。

収用委員会は、起業者や権利者からの裁決申請に対し、公正・中立な立場で調査や審理（当事者や関係人が出席）を行い、財産権の取得及び損失補償等について裁決を行う権限が与えられている。

#### (2) 構成

収用委員会は、7人の委員で組織され、委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て知事が任命することとされている（任期は3年、再任可）。

収用委員会は、合議制の行政機関であり、委員に1人でも欠員があると会議を開催することができないと解されている。そのため、委員に欠員が生じたときに備え、2人以上の予備委員を置かなければならないとされている。

## 2 収用委員会事務局

土地収用法第58条第1項は、「収用委員会の事務を整理させるため、収用委員会に必要な職員を置く。」と規定している。本県収用委員会の事務局の概要は、以下のとおりである。

### (1) 組織及び定数

本県収用委員会は、昭和26年12月1日に発足し、当初は土木部監理課（現在の県土整備政策課）がその事務の整理（事務局の役割）を担っていた。

その後、昭和52年4月1日の組織改正により、収用委員会の事務を専門に担当する組織として埼玉県収用委員会事務局が設置された（埼玉県収用委員会事務局の設置に関する規則）。

その職員定数は、「埼玉県職員定数条例」により3人と定められ、現在に至っている。

### (2) 事務分掌

- ・ 収用委員会の会議に関すること。
- ・ 土地収用法の規定による収用裁決等事件の整理に関すること。
- ・ その他収用委員会事務の整理に関すること。

## 第2 令和7年度の活動状況等

### 1 委員会の活動状況

令和7年度における委員会の活動状況は、下表のとおりである。

収用委員会は、裁決申請がされたときは速やかに審理を開始することとされており、また、重要事項の決定は、会議を開催して行わなければならないとされていることから、月に2回定期的に会議を開催している。

なお、審理及び実地調査については、原則として会議と同じ日に行うこととしている。

会 議	審 理	
	審 理	実 地 調 査
24回	4回	1回

※そのほか、土地収用法第60条の2第2項の規定に基づき、事務局職員が実地調査を実施：1回

## 2 取扱件数及び処理状況

令和7年度における裁決等の取扱件数は、3件であった。

(件数)

区 分		収用等の 裁決申請	補償等の 裁決申請	計
取 扱 件 数	6年度から繰越	2	0	2
	新規申請	1	0	1
計		3	0	3
処 理 状 況	裁 決	1	0	1
	和 解	0	0	0
	協 議 の 確 認	0	—	0
	取 下 げ	0	0	0
	計	1	0	0
7年度への繰越		2	0	2

埼玉県収用委員会事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048(830)6580

FAX 048(830)4945

メール a6580@pref.saitama.lg.jp

(令和8年4月発行)